

告示

埼玉県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足立北部土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小林 洋一	埼玉県鴻巣市明用三百七十五番地
理事	鈴木 明	同 同 登戸三百七十八番地